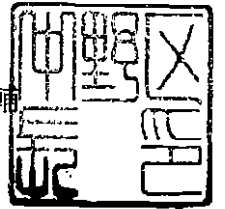


20 中都計第 53 号
平成 20 年 4 月 25 日

中野区都市計画審議会
会長 森 欣 貳 殿

中野区長 田 中 大 輔



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

1 東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

〔理由〕

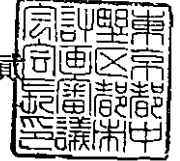
生産緑地法第 14 条の規定による行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止する。

以上

20 中都計審第 2 号
平成 20 年 4 月 25 日

中野区長 田中 大輔 殿

中野区都市計画審議会
会長 森 欣



中野区都市計画審議会への諮問について（答申）

平成 20 年 4 月 25 日付け 20 中都計第 53 号にて本審議会に諮問のあった下記の都市計画の案については、案のとおり了承する。

記

1. 東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

以上